

一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町条例第9号

一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

一宮町国民健康保険税賦課徴収条例（昭和32年一宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和7年度以

後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付す。

令和7年3月31日

一宮町長 馬 淵 昌 也